

県立長崎シーボルト大学における教員評価

平成17年4月 長崎県立大学と県立長崎シーボルト大学は、長崎県が運営する大学から長崎県公立大学法人(地方独立行政法人)が運営する大学に移行致しました。

移行に際して、地方独立行政法人法に基づき、法人(両大学)が平成17年度から平成22年度の間に取り組む中期計画を定め、その中で教員の意欲向上と能力開発、教育研究の活性化の観点に立って、教員評価を行うこととしています。

平成17年度に「[長崎県公立大学法人の教員評価の実施に関する基本方針](#) (PDFファイル 130kb)」を定め、教員評価制度を構築するとともに、18年度当初にこれに基づく教員評価を行いました。

その概要は、以下のとおりです。

評価の目的

教員個人の大学における活動について、自律的・主体的に点検・評価を行うことにより、大学の教育・研究等の一層の向上と活性化を図り、もって大学の基本理念の実現を図る。

評価の対象

大学に所属する専任の教員等

評価の実施単位

原則として、大学の学部

評価の対象領域

「教育」「研究」「社会貢献」「大学の管理・運営」の4領域における教員の活動

評価の対象期間

原則として、「教育」「社会貢献」「大学の管理・運営」は過去1年間、「研究」は過去2年間の活動

評価の方法

教員は、「教育」「研究」「社会貢献」「大学の管理・運営」における活動業績を基に、評価の基礎資料を作成する。

学部等の長は、大学毎に設置した教員評価委員会による 基礎資料に対する検討を経て、第一次の教員評価を行う。

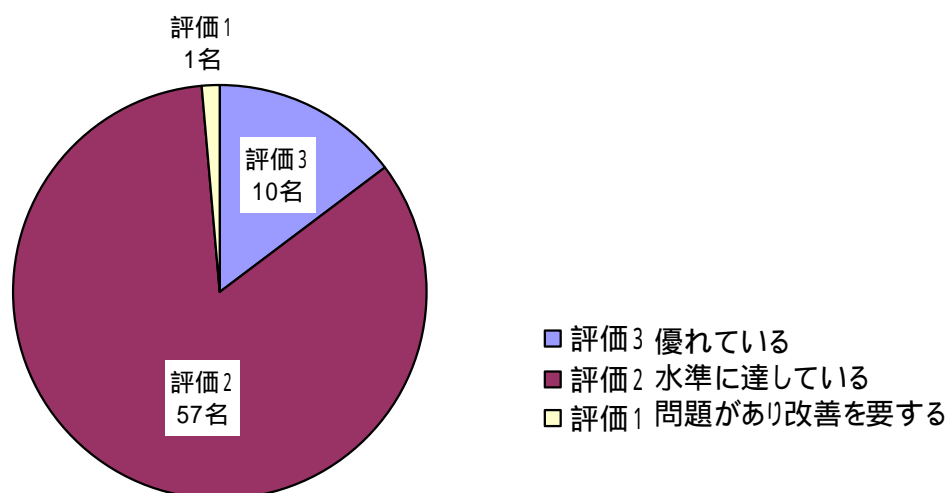
学長は、学部等の長が行った第一次の教員評価に基づき、両大学に共通する教員評価委員会の検討を経て、教員評価を決定する。

領域別の評点に領域ごとのウェイトを乗じて総合評点を算出し、その総合評点により3段階で評価する。

- 評点3 優れている
- 評点2 水準に達している
- 評点1 問題があり改善を要する

評価結果

図1 対象となる教授・助教授・講師 68名



評価結果の利用

教員は、教員評価調査票の作成及び評価結果により自己の活動状況を点検評価し、その改善に努める。

学長及び学部等の長は、「問題があり改善を要する」と評価された教員に対しては、改善すべき点を明らかにし、適切な指導・助言を行う。

学長は、平成18年度に実施した評価の結果を教育研究費の配分に反映させる。